

事 務 連 絡

令和3年11月26日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治財政局財政課

令和3年度補正予算（第1号）に伴う対応等について

政府は、令和3年11月26日に、令和3年度補正予算（第1号）の概算及び令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用について閣議決定したところであります（別添資料参照）。

これに伴う財政措置等として別紙のとおり講ずることを予定しておりますので、お知らせいたします。

貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

(別 紙)

第1 国の補正予算等

政府は、令和3年11月26日に令和3年度補正予算（第1号）の概算について閣議決定し（別添資料1参照）、国会に提出する予定である。

今回の補正予算においては、歳出面で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止1兆6,059億円、「ウイズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え1兆7,687億円、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動8兆2,532億円、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保2兆9,349億円、地方交付税交付金3兆5,117億円等を追加計上するほか、既定経費の減額1兆5,665億円の修正減少額を計上している。

また、歳入面で、税収6兆4,320億円、税外収入1兆3,516億円、前年度剰余金受入6兆1,479億円、公債金2兆580億円（建設公債2兆8,270億円及び特例公債1兆2,310億円）を追加計上している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和3年度当初予算に対し、3兆9,895億円増加し、1兆425,992億円となっている。

また、政府は、令和3年11月26日に令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を閣議決定したところである（別添資料2参照）。

第2 補正予算に係る財政措置等

今回の補正予算においては、国税収入の補正等に伴い地方交付税が増額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じること等から、以下のとおり措置を講ずる予定である。

1 地方交付税

今回の補正予算において、地方交付税法第6条第2項の規定に基づき増額される令和3年度分の地方交付税の額4兆2,761億円（令和2年度国税決算に伴う地方交付税法定率分の増額1兆9,972億円及び令和3年度国税収入の補正に伴う地方交付税法定率分の増額2兆2,789億円）については、以下のとおり措置することとしている。

(1) 以下のとおり、1兆9,700億円を令和3年度の地方交付税総額に加算して増額交付する措置を講ずることとしていること。

- ① 普通交付税の調整額を復活するとともに、国の補正予算における歳出の追加に伴う地方負担を措置するため、令和3年度の地方交付税を4,700億円（普通交付税4,418億円及び特別交

付税 282 億円) 増額交付することとしていること。

この普通交付税の増額交付に対応して、令和 3 年度に限り、基準財政需要額の費目に「臨時経済対策費(仮称)」を創設するとともに、調整額を復活することとしていること。

- ② 令和 3 年度の臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費を措置するため、令和 3 年度の普通交付税を 1 兆 5,000 億円増額交付することとしていること。

これに対応して、令和 3 年度に限り、基準財政需要額の費目に「臨時財政対策債償還基金費(仮称)」を創設することとしていること。

- ③ 上記①②に伴い、普通交付税の再算定を行うこととしていること。普通交付税の再算定の詳細については、別途お知らせする予定であること。

なお、「臨時財政対策債償還基金費(仮称)」の算定額については、後年度、令和 3 年度の臨時財政対策債に係る「臨時財政対策債償還費」に算入されないこととなることから、各地方公共団体においては、この措置に対応し令和 3 年度内に減債のための基金に積立てを行うなど将来の公債費負担に備えられたいこと。

- (2) 交付税特別会計借入金について、令和 2 年度補正予算(第 3 号)及び令和 3 年度当初予算において償還を繰り延べた額 8,500 億円(それぞれ 2,500 億円及び 6,000 億円)の償還を行うこととしていること。

- (3) 令和 3 年度地方財政計画において「地域デジタル社会推進費」を計上するために活用することとしていた令和 3 年度の地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金 2,000 億円について、その活用時期を見直すこととしていること。

- (4) 残余の額 1 兆 2,561 億円については、令和 4 年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講ずることとしていること。

以上の措置を講ずるため、「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(仮称)」を国会に提出する予定であること。

2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増額

新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金について、中小事業者等が所有する償却資産等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の適用実績に基づき、970 億円増額することとしている。

3 追加の財政需要

今回の補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり財政措置を講ずることとしている。なお、詳細については、別途お知らせする予定である。

(1) 今回の補正予算による歳出の追加のうち、投資的経費に係る地方負担については、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしていること。

① 災害復旧事業債

ア 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

イ 災害対策債

(ア) なりわい再建支援事業（地方公共団体が補助する経費の2/3を国が補助する場合）に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(イ) 災害廃棄物処理事業については、地方負担額の80%を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、災害対策債の後年度における元利償還金の57%を特別交付税により措置すること。

ウ 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%~85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

エ 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置すること。

② 公営企業債

当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置すること。

③ 一般事業債

災害援護貸付金について、資金手当として一般事業債を充当できること。

(2) 今回の補正予算による歳出の追加のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えとして実施する事業（未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動として実施する事業のうち、令和2年度補正予算（第3号）等において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置をした事業等を含む）に係る地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置することとしていること。

(3) 今回の補正予算による歳出の追加のうち、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動及び防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保として実施する事業（上記(2)を除く）のうち地方債の対象とならない経費（800億円程度）に係る地方負担及び未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動として実施する事業等のうち投資的経費に係る地方負担（3,600億円程度）については、上記1(1)①の地方交付税の増額交付の中で措置することとしていること。

なお、当該投資的経費に係る地方負担については、上記(1)の措置により地方債を発行することも可能であること。

4 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等

今回の補正予算においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、人流抑制等の影響を受ける事業や生活・暮らしへの支援、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開等により地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を6.8兆円（うち地方単独分1.2兆円、国庫補助事業の地方負担分0.3兆円、検査促進枠分0.3兆円、協力要請推進枠等分5.0兆円）増額することとされている。

このほか、全額国費により、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額（2兆314億円（医療分））、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施（1兆2,954億円）、子育て世帯等臨時特別支援事業（1兆2,050億円）等に係る事業を計上することとされている。

第3 一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費

今回の予備費においては、子育て世帯等臨時特別支援事業（7,311億円）について、全額国費により計上することとされている。

令和3年度一般会計補正予算(第1号)等について

令和3年11月26日

(単位 億円)

第一 一般会計予算の補正

1 歳出の補正額

(歳出の追加額)

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止	186,059
(2) 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え	17,687
(3) 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動	82,532
(4) 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保	29,349
小 計	315,627
(5) その他の経費	2,135
(6) 国債整理基金特別会計へ繰入	22,682
(7) 地方交付税交付金	35,117
計	375,560

(歳出の修正減少額)

既定経費の減額 △ 15,665

合 計 359,895

2 歳入の補正額

(歳入の追加額)

(1) 租税及印紙収入	64,580
(2) その他収入	13,625
(3) 公債金	220,580
① 公債金	28,270
② 特例公債金	192,310
(4) 前年度剰余金受入	61,479
計	360,264

(歳入の修正減少額)

(1) 租税及印紙収入	△	260
(2) その他収入	△	108
計	△	368

合 計 359,895

(備考) 上記の補正により、令和3年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ1,425,992億円となる。

なお、計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

第二 特別会計予算の補正

労働保険特別会計、エネルギー対策特別会計など10特別会計について、所要の補正を行う。

令和3年度一般会計補正予算（第1号）フレーム

（単位：億円）

歳 出	歳 入
1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止	1. 税収
186,059	64,320
2. 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と 次なる危機への備え	
17,687	
3. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動	
82,532	
4. 防災・減災、国土強靱化の推進など 安全・安心の確保	2. 税外収入
29,349	13,516
小 計（経済対策関係経費）	
315,627	
5. その他の経費	3. 前年度剰余金受入
2,135	61,479
6. 国債整理基金特別会計へ繰入	
22,682	
7. 地方交付税交付金	4. 公債金
35,117	220,580
	(1) 建設公債
	28,270
	(2) 特例公債
	192,310
8. 既定経費の減額	
▲ 15,665	
合 計	合 計
359,895	359,895

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用

〔令和3年11月26日〕
閣議決定

内閣府所管

子育て世帯等臨時特別支援事業に必要な
経費 731,066,527千円

(参考)

新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額	5,000,000,000千円
前回までの使用累計額	2,434,592,628
今回使用額	731,066,527
差引残額	1,834,340,845